

公 告

分任契約担当官

自衛隊旭川地方協力本部長

山 崎 誠 一

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	予定数量	単 位
部外技能訓練（大型自動車 2 種）	仕様書のとおり	1 0	PS

(2) 履行場所：業者指定場所

(3) 履行期間：令和元年 7月 1日～令和元年 8月 2日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (4) 全省庁統一資格審査申請において「役務の提供等」D 以上で北海道地域の資格を有するもの。
- (5) 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 契約条項を示す場所

自衛隊旭川地方協力本部総務課会計班

4 入札説明会の場所及び日時

実施しない。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 日時：令和元年 6月 1 7 日（月） 1 3 時 1 0 分

(2) 場所：自衛隊旭川地方協力本部 会議室

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除(但し落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金：免除(但し落札者が契約を履行しないときは違約金として契約価格の 1 0 0 分の 1 0 以上徴収する。)

7 入札の無効

- (1) 第 2 項に示す競争入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 電報及び F A X による入札
- (3) 所定の時間に遅れた者の入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印が識別しがたい入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

9 落札決定方式

単価による。(当本部所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。)

なお、落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決

定する。

10 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札参加者は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (3) 代理人をもって参加させる場合には、委任状を提出すること。
- (4) 郵便による入札の場合は、令和元年 6月14日 1715必着
- (5) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
- (6) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 総務課 会計班 担当：富樫 TEL0166-51-6060

12 公告の掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：自衛隊旭川地方協力本部、旭川商工会議所、第343会計隊、
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所及び稚内、留萌、紋別、上富良野、遠軽、
枝幸の各事務所
- (2) 掲示期間：令和元年 6月 4日～令和元年 6月17日

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
部外技能訓練（大型自動車２種）		
	作 成	令和元年 6 月 4 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊旭川地方協力本部
1 適用範囲 この仕様書は、自衛隊旭川地方協力本部で実施する部外技能訓練（大型自動車２種）について規定する。 2 実施要領 任期満了退職予定自衛官及び定年退職予定自衛官に対し、大型自動車２種の免許を取得するために必要な技能教習を実施する。 (1) 教育予定期間 令和元年 7 月 1 日（月）～令和元年 8 月 2 日（金） (2) 教習時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分 (3) 講習実施場所 公安委員会指定自動車教習所 (4) 受講人員 1 0 名 (5) 受講資格 第 1 種のいずれかの免許を取得して 3 年以上の者 (6) 教習費用等 ア 大型自動車 2 種の免許を取得するために必要な講習費用及び諸経費並びに技能補習料金等を含めた総額を決定する。 イ 教習所が規定する施設維持費、入学金等は 1 時間単価に含むものとし、前記金額の他に別途費用は発生しないものとする。 ウ 技能補習料金及び補習に係る検定料についても、前記金額の他に別途費用は発生しないものとする。 エ 事故等のため受講人員が減ずる場合は前記金額より金額を減ずる。 (7) 最寄の駐屯地から教習所までの移動時間 車両移動で 6 0 分以内の移動可能な場所とする。 3 管理事項 旭川、遠軽、上富良野、名寄、留萌、稚内各駐（分）屯地のいずれか 1 箇所と教習所間の送迎実施（教習開始時及び教習終了時） 4 提出書類 官側と契約を締結した相手方は、教育開始前に教育のカリキュラムを官側に提出すること。 5 本仕様書に定めがない事項または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。		

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、イについて子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続き(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。